

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費 1目 自治振興費

中山間地域政策課（内線：7961）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
がんばる地域支援事業	58,421	57,553	868				58,421
トータルコスト	81,574千円（前年度 80,807千円）	〔正職員：2.9人、会計年度任用職員：0.1人〕					
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業取りまとめ等						
工程表の政策内容	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るために仕組みづくりを推進する。						

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

住民が将来にわたり地域で安心して暮らせるよう、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりを促進するとともに、地域の課題解決の取組や地域の担い手の確保・育成につなげる取組、暮らしを守る仕組みづくりへのステップアップにつながるような地域主体の取組を支援する。

2 主な事業内容

（1）暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりの促進

将来にわたり安心して暮らせるよう、複数の集落で構成される地域において、日常生活に必要な機能・サービスを維持するとともに、多様な主体と連携した地域住民の自主的・主体的な取組による、暮らしを支えるための仕組み（小さな拠点）づくりを促進する。

○暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金 4,400千円

区分	補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
取組促進	地域課題解決を実践する広域的地域運営組織の設置・運営、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりに係る計画策定や試行・実施に必要な経費	市町、広域的地域運営組織又は組織の構成員	県2/3、市町1/3 (上限1,000千円)
担い手育成	活動拠点施設を活用した取組で、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりの活動に次世代リーダーとして従事する担い手に係る経費		県1/2、市町1/2 (上限1,500千円、事業開始から3年限度)

（2）地域でがんばる取組を支援

ア みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金 26,200千円

地域課題解決に向けた取組、地域の担い手の確保・育成につなげる取組、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながる取組を支援する。

区分	補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
スタート支援	地域の将来のため、住民の生活支援や集落等の課題解決に新たに取り組むための初期活動経費	集落（自治会）、住民団体、NPO、広域的地域運営組織	県10/10 (上限100千円)
将来に向けた取組支援	集落等の将来のために、住民等が自主的に取り組む地域づくりの活動や、地域資源の利活用、小さな拠点づくりへのステップアップにつながる取組等に必要なハード・ソフト事業	市町、集落（自治会）、住民団体、NPO、個人事業主、企業、広域的地域運営組織	〈ハード〉県1/3、市町1/6 (上限3,000千円) 〈ソフト〉県1/2、市町任意 (上限1,000千円)
地域遊休施設等活用支援	地域における比較的大規模な遊休施設（空き校舎、空き店舗、空き倉庫等）を活用して、総合的に地域活性化に取り組むために必要なハード・ソフト事業	市町、広域的地域運営組織、NPO、集落（自治会）、住民団体	県1/2、市町1/3 (上限10,000千円。既使用部分の改修等の場合は上限4,000千円)
安全・安心活動支援	生活条件の不利さによる中山間地域の課題に対し、地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要な経費	市町、集落（自治会）、住民団体、NPO、広域的地域運営組織	県1/3、市町1/6以上 (上限500千円)
継業支援	（ア）地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材受入に必要な施設設備整備費、賃借料、研修費等を支援 （イ）お試しのための滞在に係る交通費、宿泊費	（1）市町、地域組織 （2）個人	（ア）市町負担の1/2（上限3,000千円（施設設備整備費）など） （イ）県1/2

イ 若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金 2,916千円

小規模高齢化集落等の将来を担う新たな人材となる移住者を確保するとともに、地域が一体となって取り組む集落再生、地域活性化に向けた取組を支援する。

対象地域	小規模高齢化集落において、地域課題の解消に向けた計画（地域プラン）を策定し、地域の住民組織が一体となって移住者を受け入れるなど、地域活性化の取組を重点的に行う地域 ※小規模高齢化集落：集落内の世帯数が20戸未満かつ高齢化率50%以上の集落
移住者への支援	・移住者への奨励金（補助率：県2/3、市町1/3 県上限1,666千円/年 3年限度） ・住宅の整備、農林業機械の購入等（補助率：県2/3、市町1/3 県上限1,666千円）
集落の取組への支援	地域プランに基づき、集落が県補助事業を活用して鳥獣被害対策等地域の保全対策や地域活性化の取組を行う場合に、地元負担額を軽減（県補助金の上乗せ支援）

ウ 中山間地域買物支援事業費補助金 19,205千円

店舗等が不足している中山間地域において、移動販売、空き店舗等を活用した小売りなど、生活に必要な食料・日用品を供給する取組や移動販売時に行う高齢者等の見守り活動に対し助成する。

区分	補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
移動販売車等導入助成	移動販売、宅配サービス、空き店舗等を活用した小売りなどの事業実施に要する経費	市町事業者等	[間接補助] 県1/2、市町任意(県1/3、市町1/3) [直接補助] 県1/2(県1/3) (上限5,000千円(3,000千円)) ※括弧内は事業継続のための車両更新の場合
移動販売車運営費助成	食料品等の移動販売車の運営に要する経費(原則3年間を限度)	市町事業者等	[間接補助] 県1/2、市町1/2 [直接補助] 県1/2 (上限額:1年目1,000千円、2年目700千円、3年目400千円)
買い物福祉サービス支援	移動販売事業者へ高齢者等の見守りを委託・補助する市町の経費	市町	市町が委託・補助する経費の1/2 (上限額1,850千円/台(ただし集落支援員制度等を活用する場合は650千円))

エ まちなか暮らし総合支援事業費補助金 4,800千円

各市のまちなかにおいて、まちなか過疎対策や高齢者等の地域住民が安心して暮らせるための地域コミュニティの活性化等の取組に対し助成する。

区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
スタートアップ	計画策定、講師招聘、事例調査、実証実験などの取組に係る経費 (対象) 高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会	自治会等、個人事業主、企業、NPO、住民団体等	県10/10 (上限100千円)
まちなか居住促進	空き家等を活用し、新たな担い手として期待される若い世代のまちなか定住を促進(空き家の改修等)	まちなか居住意向者、物件提供者、市	市負担額の1/2 (上限1,000千円)
まちなかコミュニケーション活性化	コミュニティビジネスの起業や、地域で策定された計画等に基づくコミュニティ活性化の取組を支援	市、自治会等、個人事業主、企業、住民団体、NPO等	<ソフト>県1/2、市町任意 (上限1,000千円)<ハード>県1/3、市町1/6 (上限3,000千円)
買い物弱者対策	店舗が不足する地域で、空き店舗を活用した小売りや移動販売等、食料・日用品を供給する取組を支援 (ア)仕組みづくり(計画策定) (イ)店舗の購入・改装費、移動販売車の購入費等の支援 (ウ)移動販売車運営費助成	市、自治会等、個人事業主、企業、住民団体、NPO等	(ア)県1/2、市町任意 (上限500千円) (イ)県1/2(県1/3、市1/3) (上限5,000千円(3,000千円)) ※括弧内は事業継続のための車両更新の場合 (ウ)市が補助する額の1/2 (上限額:1年目1,000千円、2年目700千円、3年目400千円/台)
まちなか遊休施設活用	地域における遊休施設(空き店舗等)を活用して、地域住民のまちなかコミュニティの活性化に取り組むために必要な経費	市、自治会等、農商工団体、NPO、住民団体等	県1/2、市1/3 (上限10,000千円)

(3) 中山間地域見守り活動支援事業

中山間地域等で事業活動を行っている事業者、市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行うための協定を締結。住民の日常生活の異常を早期発見する体制を整備することにより、安心して生活できる地域づくりを推進する。

(4) 地域活性化活動支援事業 900千円

鳥取県と連携協定を締結した県外大学が行う調査研究で、県が設定するテーマに沿った県内の地域づくりや地域活性化に資するものに対し助成する。

区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率、県上限額
地域活性化活動支援事業	県が設定するテーマに沿った調査研究のもので、地域と連携し、地域づくりや地域活性化に資するものに要する経費	県と連携協定を締結した県外大学	県1/2 (1事業当たり300千円)

3 事業目標・取組状況・改善点

- 人口減少下においても、地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、多様な主体と協働し、共に手を携え、地域の有する財産を活かしながら持続的に発展していく中山間地域を目指す。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各総合事務所中山間地域振興チームを中心として、地域の将来についての話し合い支援や、住民が主体的になった地域運営の推進、暮らしを守るために仕組み(小さな拠点)づくりについて支援を進めてきた。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費 1目 自治振興費

中山間地域政策課（内線：7961）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定地域づくり事業推進支援事業	19,500	19,000	500	9,750			9,750	
トータルコスト	24,232千円（前年度 23,753千円）	[正職員：0.6人]						
主な業務内容	市町村への制度周知、実施調整支援、補助金事務 等							
工程表の政策内容	一							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人口の急減に直面している地域の事業者等が、特定地域づくり事業協同組合を設立し、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ることで地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組を、国及び市町村と連携して支援する。

※特定地域づくり事業協同組合

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、地域人口の急減に對処して地域づくり人材を確保するため、特定地域づくり事業を行うものとして、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法上の事業協同組合）

※地域づくり人材

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材（地方への移住を希望する都市部在住の若者等、地域おこし協力隊として活躍し任期を終えた者、組合の地区内に居住している若者 等）

※特定地域づくり事業

- 特定地域づくり事業協同組合が行う次の事業
 - ・地域づくり人材に対して組合員（一次産業、二次産業、三次産業などの組織・個人）の行う事業に従事する機会を提供する事業
 - ・地域づくり人材の確保・育成及び活躍の推進のための事業

2 主な事業内容

特定地域づくり事業推進補助金 19,500千円

特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者に派遣することにより地域づくり人材を確保する取組に対し、その安定的な運営を確保するため、国・市町と連携し、運営費の一部を支援する。

(単位：千円)

補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率	予算額
特定地域づくり事業組合の運営に要する経費 (事務局運営経費、派遣職員人件費)	特定地域づくり事業協同組合	(市町村への間接補助金) 組合運営経費の1/4又は市町村が負担する額の1/2のいずれか低い額 (上限) ・派遣職員人件費100万円/人 ・事務局運営費150万円	19,500

○国の財政支援

- ・市町村（及び都道府県）が特定地域づくり事業組合へ補助する経費の1/2を「特定地域づくり事業推進交付金」として助成
- ・交付金事業の地方負担について特別交付税措置（措置率1/2）
- ・その他、市町村が行う組合の設立支援に係る経費（セミナー開催、準備に係る人件費、事務費等）について特別交付税措置（措置率1/2）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・県内での取組を促進するため、市町村職員を対象とした制度説明会の開催のほか、取組に興味をもった団体や事業者に対し制度説明会を実施している。今後も組合制度の周知を図るとともに、広域的な組合設立の助言など、取り組む市町・事業者に対して支援を行う。
- ・令和3年度には、3町（日野町、智頭町、若桜町）において組合認定を行った。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

中山間地域政策課（内線：7364）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とつとりの美しい街なみづくり事業	6,259	3,443	2,816				6,259	
トータルコスト	7,836千円（前年度 5,027千円）	[正職員：0.2人]						
主な業務内容	受付・指導 審査・決裁 通知作成 検査・支払事務							
工程表の政策内容	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためのしくみづくりを推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とつとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観形成を促進する。

また、印象に残る新たな街の滞在風景づくりに取り組む市町村や事業者等を支援し、街の価値の向上、誘客による賑わいの創出、鳥取の街を愛する県民意識の醸成等につながる事例づくりを行う。

2 主な事業内容

(1) とつとりの美しい街なみづくり事業補助金 3,027千円

街なみや景観形成に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について上乗せ支援を行う。（市町村への間接補助）

負担割合	国1／3、市町村1／3、県1／9、所有者2／9
対象事業	・住宅等修景（工事費のうち外観に係る経費） ・建築整備等修景（屋外に露出している空調設備の木製カバー等） ・外構修景（門、堀等）
実施見込み	・鳥取市（新規）：2件（鹿野地区の街なみを形成する住宅等） ・倉吉市（継続）：5件（打吹地区の街なみを形成する住宅等） ・境港市（継続）：10件（水木しげるロード地区の街なみを形成する住宅等）

(2) 新しい街の滞在風景づくり支援事業【新規】 3,132千円

美しい街なみづくりを図る通りの装飾の統一感の向上や、滞在快適性の向上、路上空間の活用につながる先駆的な取組等、歩いて快適なウォーカブルな空間づくりや、市町村が実施する新たな滞在風景づくりに資する実証実験等に要する経費の一部を支援する。（※令和6年度までの3年間実施予定）

負担割合	ア) 市町村補助額の1／2（市町村への間接補助） イ) 市町村負担額の1／2（国費を活用する場合は国費を除いた市町村負担額の1／2、事業費の1／3のいずれか低い方）
限度額	ア) 500千円 イ) 1,000千円
対象事業	ア) 通りの装飾の統一感の向上や路上空間を活用した滞在環境づくり等の先駆的な取組（建物改修等のハード整備は除く）（※審査会で審査） イ) 新たな街の滞在風景づくりに資する実証実験

(3) 住宅市街地整備推進協議会 20千円

全国の市街地・住環境整備の取組について情報収集等するとともに、県内のまちづくり事業推進に必要な人材の育成に資するため、都道府県・政令指定都市等で構成される住宅市街地整備推進協議会（事務局：独立行政法人都市再生機構）に加入しており、協議会規約の規定に基づき年会費を負担する。

(4) まちづくり研修会 80千円

市町村担当者向けの研修会を開催し、県内外の先進的な取組事例を共有するとともに、まちづくり事業に活用できる制度の周知、県及び市町村相互の連携を強化し、県内まちづくり事業の推進を図る。

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

住民主体による住環境の整備を促進し、住民自らが誇れる、ゆとりとうるおいのある、美しい街なみの形成を目指す。

○取組状況等

- ・米子市（旧加茂川・寺町周辺地区）、琴浦町（光（みつ）地区）、大山町（大山アルペニライン地区）、倉吉市（倉吉打吹地区）（継続中）、境港市（水木しげるロード地区）（継続中）など、これまで5市町で合計185件の修景整備に対して支援を行っている。（令和3年度末までの完了予定件数）
- ・令和2年度以降は市町村担当者向けのまちづくり研修会を開催。市町村と連携した県内まちづくり事業の推進を図っている。
- ・令和4年度からは「新しい街の滞在風景づくり支援事業」として、歩いて快適なウォーカブルな空間づくりを通じ、鳥取の街の新たな魅力づくりを促す取組を進める。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費
4目 建築指導費

中山間地域政策課（内線：7364）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策推進事業	70,450	33,300	37,150	11,722		<雑入>	790	57,938
トータルコスト	81,051千円（前年度 43,656千円）		【正職員：1.2人、会計年度任用職員：0.4人】					
主な業務内容	市町村への制度説明、補助事業に係る事務 空き家対策協議会の開催 空き家対策に関する調査、研修 団体の活動に対する指導及び関係団体との連携 空き家利活用に関する調査、研修							
工程表の政策内容	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためにしくみづくりを推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人口減少や高齢化等により県内の空き家数は増加の一途にある。年々深刻化する空き家問題を改善するため、市町村を通じた所有者等への支援や、まちづくり団体等の育成、空き家（中古住宅）の不安解消や魅力促進に資する取組、県民に対する意識啓発や機運醸成等、「空き家の除却」「利活用促進」「発生抑制・老朽化抑制」の各段階から空き家対策を総合的に進める。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1. まちづくりの計画に資する空き家の除却支援事業	【新規】まちづくりを促進する目的で市町村が設定する地域における空き家の解体等の支援に要する経費の一部を支援する。 ・負担割合：県2/5(又は市町村負担の1/2)、市町村2/5、所有者1/5 ・限度額：県150千円	41,100
2. 老朽危険空き家等除却支援事業	①法令に基づく指導等を受けた老朽危険空き家を除却するための経費を補助する市町村に対し経費の一部を支援する。また市町村が略式代執行により老朽危険空き家の除却を行う場合、その経費の一部を支援する。 【拡充】積雪、地震、風水害、土砂災害等で被害が想定され、空家等対策計画に位置づけられている空き家を除却するための経費を補助する市町村に対し経費の一部を支援する。 【拡充】市町村が行政代執行により老朽危険空き家の除却を行う場合、その経費の一部を支援する。 ・負担割合：国2/5、県1/5(又は市町村負担の1/2)、市町村1/5、所有者1/5(直接補助の場合は市町村負担2/5) ・限度額：なし(※国の標準除却費に県の負担割合を乗じた金額) ②知事が指定した大規模火災により焼損した建築物の解体・撤去等に要する経費を補助する市町村に対して、その経費の一部を支援する。 ・負担割合：県1/6(又は市町村負担の1/2)、市町村1/6、所有者2/3 ・限度額：なし ③市町村若しくは空き家所有者が公共（地域活性化）に資する目的で跡地を利用するために空き家を除却する場合、その経費の一部を支援する。 ・負担割合：国2/5、県1/5(又は市町村負担の1/2)、市町村1/5、所有者1/5(直接補助の場合は市町村負担2/5) ・限度額：県1,000千円 ④【新規】空き家除却時の残置動産撤去等に要する経費及び、行政代執行及び略式代執行に関連する法務手続等に要する経費の一部を支援する。 ・負担割合：国1/3、県1/6(又は市町村負担の1/2)、市町村1/6、所有者1/3(直接補助の場合は国1/2、県1/4、市町村1/4) ・限度額：なし(※事業費は国補助制度で規定する額を上限とする)	
3. 空き家の魅力普及促進事業	①不動産事業の専門家団体等が取り組むリノベーション物件の魅力訴求や空き家の購入意欲醸成に資する一斉見学会等に要する経費を支援する。 ・補助率：1/2(限度額：県300千円等) ②教育研究機関、業界団体等が主催する、空き家利活用に資するアイデアコンペ等の開催に要する経費の一部を支援する。 ・補助率：1/2(限度額：県300千円) ③【新規】空き家を改修し利活用している好事例を発掘し、広く県民への周知を図るための「空き家利活用実例コンテスト（仮称）」を開催する。	2,900
4. 空き家利活用団体支援事業	①空き家の所有者や利活用希望者の困りごとの解決や、専門家派遣等により地域で空き家の利活用を担う団体や市町村への協力活動等に取組む「とっとり空き家利活用推進協議会」の活動経費の一部を支援する。 ・補助率：2/3(限度額：県2,900千円) ②【新規】市町村と連携し空き家利活用に取り組む団体等の活動を支援する。 ア) 空き家の清掃、軽微な補修、老朽化の抑制等に要する経費 イ) サブリースに取り組む場合に要する空き家の改修経費 ・補助率：3/4(市町村1/4、県1/2) ・限度額：ア) 200千円／団体 イ) 900千円／件(非住宅活用1,500千円)	4,900

5. 空き家利活用 流通促進事業	①老朽化等で一般に流通しづらい空き家の利活用に係る経費を支援する。 ・補助率：1/2（市町村1/6、県1/3） ・限度額：改修後住宅活用 900千円（非住宅活用 1,500千円） ②【新規】地域活性化に資する古民家空き家の利活用に係る経費を支援する。 ・補助率：3/4（市町村1/4、県1/2） ・限度額：3,000千円 ③空き家の売買時等に実施が推奨されている既存住宅建物状況調査（インスペクション）に要する費用を支援する。 ・補助率：1/2（限度額：県50千円）	17,850
6. 地域の空き家 を活用したまち づくり推進事業	地域で活動する「まちづくり団体」等による、地域の空き家の利活用に資する取組に必要な経費を支援する。 ・補助率：10/10（市町村1/3、県2/3） ・限度額：600千円	400
7. 空き家化抑制 推進事業	①高齢者世帯等が居住する居宅が将来空き家とならないよう、所有者自身や家族に対し将来の居宅の処置や利活用の検討を促し、意向の明確化や空き家バンク等への事前登録等につなげる取組を、空き家問題に熱心に取り組む地域の団体と連携し実施する。 ②【新規】NPO団体や町内会、地区振興協議会・商店街組合、高齢者世帯等に接点がある社会福祉協議会等を対象に、外部講師を招き、空き家化抑制や活用促進の啓発方法等の関する勉強会等を実施する。 ③【新規】空き家の発生抑制等の啓発を進めるための配布物等を制作する。	1,300
8. 空き家等実態 調査支援事業	市町村が空家等対策計画策定の基礎となる、空き家の実態調査、地図情報等のデータベース化等に取り組む経費の一部を支援する。 ・補助率：1/2（限度額：県1,000千円）	2,000
9. 空き家等活用 計画支援事業	市町村が実態調査に基づき、空き家の再生・除却・除却後の跡地の再利用に取り組む場合、測量・設計費の一部を支援する。 ・補助率：1/2（限度額：県1,000千円）	
合 計		70,450

※3～7は社会資本整備総合交付金を活用（国：45%、県55%）

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

- ・市町村による空き家情報の調査・管理の推進、老朽危険空き家の除却促進及び空き家の発生抑制に向けた県民の意識啓発等により、危険空き家（特定空家等）の増加防止を図る。
- ・空き家利活用に取り組む団体への支援や、一般に流通が難しい空き家の利活用支援、中古住宅や古民家空き家等の魅力訴求等を通じ、広く県民に対する空き家利活用への意識醸成、取組の活性化を図る。

○取組状況

- ・平成24年12月に府内関係機関と市町村で「鳥取県空き家対策協議会」を設置し県内の空き家問題に関する情報共有、意見交換等を行うとともに、市町村の実施する空き家実態調査や危険空き家除却支援に対して財政支援を行う等、空き家対策の推進を図っている。
- ・市町村からのニーズが高まっている空き家の除却支援について、近年増加する市町村の略式代執行による危険空き家等の除却に対し、令和2年度から支援の対象とした。また、老朽危険空き家に至る前段階においても、まちづくりを促進する目的で市町村が設定する地域における除却等について、令和4年度から支援拡充を行う。
- ・空き家の増加による地域活力の低下を防止するため、空き家問題に熱心に取り組む地域の団体と連携し、空き家の発生予防に効果的な手法を探る取組を実施している。令和4年度も取組を進める地区を追加し引き続き実状の把握を進めるとともに、これまでの実施状況を踏まえ、より一層の効果的な手法を探る。
- ・令和元年度から一般に流通しづらい空き家改修への支援や地域で活動する「まちづくり団体」への支援を進めている。令和4年度からは市町村と連携する団体等がサブリース事業等に取り組む際の支援を行う。
- ・令和4年度から新たに「空き家利活用実例コンテスト」を開催し、空き家を改修し利活用している好事例の発掘と見える化を進め、空き家利活用の周知と意欲醸成を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7100）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 貸切バス等利用促進緊急応援事業	65,000	0	65,000	65,000				
トータルコスト	65,789千円（前年度 0千円）	[正職員：0.1人]						
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系の確保							

事業内容の説明

【「新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウィルス感染症の影響により、貸切バスを利用するような団体・グループ利用や学校活動等の実施が著しく控えられるなど、貸切バス事業者等が危機的状況に陥っていることから、行楽利用や学校行事等、多様な利用シーンにおける県民の県内貸切バス等利用の需要を喚起することを目的として、貸切バスの利用を促進する事業を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

細事業	内 容	予算額
(1) 行楽等の場面における需要喚起支援	県民（グループ等での行楽、企業・団体等の研修視察）の貸切バス等の活用を促すため、以下の取組を行うバス事業者等を支援する。（定例的に学校行事として活用されるものを除く。県内移動に限定する。） 【補助金概要】 補助率：1／2（200千円上限） 交付先：鳥取県バス協会、鳥取県ハイヤータクシー協会	17,000
(2) バスによる県内修学旅行等支援（小中学校）	県内市町村立学校の実施する県内修学旅行等に貸切バス等を活用する場合、その経費を支援する。 【補助金概要】 補助率：1／3（150千円上限） 交付先：市町村	11,000
(3) バスによる県内修学旅行等支援（高校等）	県立高校・私立学校の実施する県内修学旅行等に貸切バス等を活用する場合、その経費を支援する。 【補助金概要】 補助率：1／3（150千円上限） 交付先：県立学校、私立学校	3,000
(4) 県立高校の部活動の生徒引率に係る貸切バスの利用促進	部活動の公式大会及び公式大会以外の任意の大会参加、練習試合等に係る交通手段として貸切バスを活用する場合の経費の一部を支援する。 【補助金概要】 ・公式大会での利用 補助率：1／3（150千円上限） ・公式大会以外の任意の大会参加、練習試合等 補助率：1／4（100千円上限）	34,000
(5) 県内バスツアーアイ形成に対する支援	県外の旅行会社が県内を周遊するバスツアーアイ造成支援について、県内の旅行会社も対象に追加し、貸切バスによる県内バスツアーアイ造成を支援する。 【補助金概要】 支援額：宿泊あり（60千円／泊・台）日帰り（30千円／台） 補助対象者：県内外の旅行会社 ※R3.11月補正で措置したGoTo鳥取キャンペーン2.0（うちバス旅行商品支援分）を拡充	制度拡充
合 計		65,000

※(2)～(5)については各担当部局で執行する。

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

交通事業者を支援し、地域住民の移動手段を守る。

○取組状況等

行楽利用や修学旅行等の学校行事等における移動手段として貸切バスを利用する際の運行経費に対する支援に取り組んできたが、新型コロナウィルス感染症の長期化もあり需要喚起が必要な状況となっている。